



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1273	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	1
1274	公共測量の実施	(技術調査課).....	1
1275	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
1276	〃	(〃).....	2
1277	道路の供用開始	(〃).....	2
1278	道路の区域変更	(〃).....	3
1279	道路の供用開始	(〃).....	3
1280	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3
1281	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
1282	〃	(〃).....	4
1283	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	5

○ 教育委員会告示

4	平成29年和歌山県教育委員会告示第9号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の一部改正	5
---	--	-------	---

○ 訓令

*13	和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(総務課).....	5
-----	-----------------------	------------	---

告 示

和歌山県告示第1273号

令和2年和歌山県告示第1067号(以下「告示第1067号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
石垣均
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1067号のとおり

和歌山県告示第1274号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき防衛省近畿中部防衛局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(3級基準点測量)

- 2 作業期間 令和2年9月1日から同年11月30日まで
 3 作業地域 和歌山市園部地内

和歌山県告示第1275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字小川字下新田783番3地先から同町大字有原字砂田160番1地先まで	旧	3.60 } 15.24	1,588.60	
同上	新	3.60 } 15.24	1,588.60	
有田郡有田川町大字小川字川原823番1地先から同町大字有原字砂田160番1地先まで	新	8.98 } 98.02	1,616.65	県道楠本小川線との重用延長1,186.20メートルを含む。

和歌山県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字亥ノ子屋敷2088番3地先から同町大字小阪字平谷2076番1地先まで	旧	3.61 } 8.41	35.00	
同上	新	14.26 } 18.01	35.00	

和歌山県告示第1277号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字亥ノ子屋敷2088番3地先から同町大字小阪字平谷2076番1地先まで

供用開始の期日 令和2年10月2日

和歌山県告示第1278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字中垣内312番1地先から同町大字原谷字下垣内212番地先まで	旧	4.85 } 12.13	153.70	
同上	新	9.68 } 19.61	154.85	

和歌山県告示第1279号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字中垣内312番1地先から同町大字原谷字下垣内212番地先まで

供用開始の期日 令和2年10月2日

和歌山県告示第1280号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

六十川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	みなべ町	東本庄	六十川	1339番2	
2号	〃	〃	〃	中垣内	1334番1	
3号	〃	〃	〃	〃	1322番2	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	六十川	1343番	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	
8号	〃	〃	〃	〃	1368番1	
9号	〃	〃	〃	〃	〃	
10号	〃	〃	〃	〃	1365番1	
11号	〃	〃	〃	〃	〃	
12号	〃	〃	〃	〃	1350番2	
13号	〃	〃	〃	〃	1341番4	

和歌山県告示第1281号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3533	新宮市三輪崎字岡崎1204番11の一部、1204番18、1205番の一部、1185番の一部、里道	新宮市三輪崎1205番地 株式会社大勝建設 代表取締役 大前満莉菜	令和 2.9.17	6.00	107.97
				5.00	12.73

和歌山県告示第1282号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3537	海南市且来字下垣内834番1の一部、835番の一部	和歌山市船場町11番地 有限会社クローバーホーム 代表取締役 山田雪恵	令和 2.9.17	5.00	34.90
				4.20	14.07

和歌山県告示第1283号

紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー・FNETSコンソーシアム
（代表者）東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
（構成員）富士通ネットワークソリューションズ株式会社
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 落札金額
377,330,250円（うち消費税及び地方消費税の額34,302,750円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年7月21日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

平成29年和歌山県教育委員会告示第9号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

令和2年10月2日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

表中「3月22日から同月28日まで」を「3月25日から同月31日まで」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程(平成13年和歌山県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(文書の発信者名) 第29条 文書の発信者名は、別に定めがある場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる発信者名を用いるものとする。ただし、必要がある場合は、県名又は課名を用いることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>発信者名</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略 (4) その他局長名、課長名又は課の中に置く室の室長名によることを適当とする文書</td> <td>局長、課長又は課の中に置く室の室長</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(完結文書の引継ぎ) 第60条 公文書管理責任者は、前条第2項の規定により主務課において保管する完結文書の当初保管期間が経過したときは、当該完結文書に公文書管理簿の写しを添えて、これを総務課長に引き継ぐことができる。</p> <p><u>2 前項の規定による完結文書の引継ぎの時期は、総務課長が定める。</u></p> <p><u>3 総務課長は、第1項の規定による完結文書の引継ぎを受けるときは、当該完結文書の編さん方法等について調査し、不備のあるものは補正をさせた後でなければ、引継ぎを受けてはならないものとする。</u></p> <p>(完結文書の保存) 第61条 総務課長は、前条第1項の規定により引継ぎを受けた完結文書(以下「保存文書」という。)を適正に整理し、当該保存文書の保存期間が経過する日までの間文書庫に保存するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(保存文書の返還) 第62条 略 2 略</p> <p>(完結文書の移管) 第68条 公文書管理責任者は、当該主務課の所掌</p>	区分	発信者名	略		(1)～(3) 略 (4) その他局長名、課長名又は課の中に置く室の室長名によることを適当とする文書	局長、課長又は課の中に置く室の室長	<p>(文書の発信者名) 第29条 文書の発信者名は、別に定めがある場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる発信者名を用いるものとする。ただし、必要がある場合は、県名又は課名を用いることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>発信者名</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略 (4) その他政策統括参事名、食品安全参事名、労働政策参事名、局長名、課長名又は課の中に置く室の室長名によることを適当とする文書</td> <td>政策統括参事、食品安全参事、労働政策参事、局長、課長又は課の中に置く室の室長</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(完結文書の引継ぎ) 第60条 公文書管理責任者は、前条第2項の規定により主務課において保管する完結文書の当初保管期間が経過したときは、当該完結文書に公文書管理簿の写しを添えて、これを総務課長に引き継ぐものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、公文書管理責任者は、常時使用するなど特別の理由により当初保管期間を経過してもなお主務課において引き続き保管を必要とする完結文書については、主務課保管継続承認書(別記第20号様式)により、総務課長の承認を得て、引き続き当該主務課において保管することができる。この場合において、公文書管理責任者は、当該特別の理由がなくなるときは、当該完結文書に公文書管理簿の写しを添えて、これを総務課長に引き継ぐものとする。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項後段の規定による完結文書の引継ぎの時期は、総務課長が定める。</u></p> <p><u>4 総務課長は、第1項又は第2項後段の規定による完結文書の引継ぎを受けるときは、当該完結文書の編さん方法等について調査し、不備のあるものは補正をさせた後でなければ、引継ぎを受けてはならないものとする。</u></p> <p>(完結文書の保存) 第61条 総務課長は、前条第1項の規定により引継ぎを受けた完結文書(前条第2項後段の規定により引継ぎを受けたものを含む。以下「保存文書」という。)を適正に整理し、当該保存文書の保存期間が経過する日までの間文書庫に保存するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(保存文書の返還) 第62条 略 2 略 <u>3 第1項の規定により主務課に返還された保存文書は、第60条第2項の規定により当該主務課において保管する完結文書とみなす。</u></p> <p>(完結文書の国等への移管) 第68条 公文書管理責任者は、当該主務課の所掌</p>	区分	発信者名	略		(1)～(3) 略 (4) その他政策統括参事名、食品安全参事名、労働政策参事名、局長名、課長名又は課の中に置く室の室長名によることを適当とする文書	政策統括参事、食品安全参事、労働政策参事、局長、課長又は課の中に置く室の室長
区分	発信者名												
略													
(1)～(3) 略 (4) その他局長名、課長名又は課の中に置く室の室長名によることを適当とする文書	局長、課長又は課の中に置く室の室長												
区分	発信者名												
略													
(1)～(3) 略 (4) その他政策統括参事名、食品安全参事名、労働政策参事名、局長名、課長名又は課の中に置く室の室長名によることを適当とする文書	政策統括参事、食品安全参事、労働政策参事、局長、課長又は課の中に置く室の室長												

に係る事務の全部又は一部が、国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体にあつては知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の事務となったときは、主務課保管文書のうち必要と認めるものを当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者に移管することができる。

2～5 略

6 第1項から前項までの規定は、知事における完結文書の移管について準用する。この場合において、第1項中「国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体にあつては知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「他の主務課」と、「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該他の主務課」と、第2項中「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該他の主務課」と読み替えるものとする。

7 第1項から第5項までの規定は、知事以外の県の執行機関への完結文書の移管について準用する。第1項中「国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体にあつては知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「知事以外の県の執行機関」と、「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該知事以外の県の執行機関」と、第2項中「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該知事以外の県の執行機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第119条 第55条、第56条、第57条第1項及び第2項、第58条第2項及び第3項、第59条、第60条、第61条第1項及び第3項、第62条第1項並びに第63条から第68条までの規定は、振興局における完結文書等の保管、保存及び移管について準用する。この場合において、第57条第1項中「主務課長」とあるのは「振興局の部長」と、第58条第2項及び第3項並びに第59条第1項及び第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、同条第3項中「主務課長」とあるのは「当該振興局の部長又は当該振興局の事務所の長」と、第60条第1項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第2項及び第3項並びに第61条第1項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第3項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、第62条第1項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と

に係る事務の全部又は一部が、国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は指定管理者（地方自治法第244号の2第3項の規定により、法人その他の団体にあつては知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の事務となったときは、主務課保管文書のうち必要と認めるものを当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者に移管することができる。

2～5 略

6 第1項から前項までの規定は、知事における完結文書の移管について準用する。この場合において、第1項中「国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体にあつては知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「他の主務課」と、「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該他の主務課」と、第2項中「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該他の主務課」と読み替えるものとする。

7 第1項から第5項までの規定は、知事以外の県の執行機関への完結文書の移管について準用する。第1項中「国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体にあつては知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「知事以外の県の執行機関」と、「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該知事以外の県の執行機関」と、第2項中「当該国、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」とあるのは「当該知事以外の県の執行機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第119条 第55条、第56条、第57条第1項及び第2項、第58条第2項及び第3項、第59条、第60条、第61条第1項及び第3項、第62条第1項及び第3項並びに第63条から第68条までの規定は、振興局における完結文書等の保管、保存及び移管について準用する。この場合において、第57条第1項中「主務課長」とあるのは「振興局の部長」と、第58条第2項及び第3項並びに第59条第1項及び第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、同条第3項中「主務課長」とあるのは「当該振興局の部長又は当該振興局の事務所の長」と、第60条第1項及び第2項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第3項及び第4項並びに第61条第1項中「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、同条第3項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「総務課長」とあるのは「公文書管理責任者等」と、第62条第1項中「公文書管理責任者」とあるのは「主務課長」と、「総務課長」とあるのは「主務課長」と、

別記第20号様式を次のように改正する。

別記第20号様式 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。